

2025年度高齢者デジタル活用支援講習会
業務委託

入 札 説 明 書

2025 年(令和 7 年) 7 月

福山市

総務局総務部 I C T 推進課

目 次

第1章 業務に関する事項	1
1 主催者	1
2 担当課	1
3 調達の内容	1
4 入札参加資格要件	1
5 契約条件	2
6 本業務に当たっての制約事項	2
7 契約及び支払条件	2
第2章 入札手続に関する事項	4
1 日 程	4
2 入札説明書等の交付	4
3 入札参加資格審査申請書類の提出	5
4 入札参加資格の認定	5
5 入札説明書、入札仕様書等に関する質問	6
6 入札及び開札手続	6
7 その他	10

第1章 業務に関する事項

1 主催者

福山市

2 担当課

- (1) 福山市総務局総務部 I C T推進課（入札・契約に関すること）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

TEL (084) 928-1011（直通）

FAX (084) 920-1188

E-Mail ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

- (2) 福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課（業務委託内容に関すること）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎3階）

TEL (084) 928-1064（直通）

FAX (084) 928-7811

E-Mail koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 調達の内容

- (1) 件名

2025年度高齢者デジタル活用支援講習会業務委託

- (2) 調達の対象

支所等で100回の講座を実施すること。

なお、本業務内容の詳細要件は「入札仕様書」等の別紙資料を参照すること。

- (3) 契約期間

契約日から2026年（令和8年）3月31日まで

- (4) 履行場所

福山市（以下「本市」という。）が指定する場所

4 入札参加資格要件

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

- (3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号及び第6号に該当しないものであること。

5 契約条件

本業務を契約するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(1) 調達に関する条件

2025年（令和7年）10月から講習会が実施できるよう受注者で調整すること。

(2) その他の条件

契約内容に関して疑義が生じた場合は、本市へ速やかに報告し、本市と協議した上で適切な措置を講じること。

6 本業務に当たっての制約事項

(1) 秘密の保持

本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。

また、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(3) 成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

(4) 柔軟な体制

全体スケジュールに影響を及ぼす可能性のある作業の遅れが発生した場合には、要員の増員等、柔軟に対応できる体制をとること。

7 契約及び支払条件

(1) 契約の締結

ア 契約書の記載内容については、落札者と別途協議の上決定し、契約を締結する。

なお、入札仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は入札仕様書の要件に従わなければならない。

イ 落札者は、本市が定める日までに契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は、落札の決定を取り消す。

(2) 契約保証金

免除（福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項第5号）

(3) 支払条件

本調達にかかわる支払は、原則として次の条件で支払うものとする。

ア 地方自治法施行令第160条の2に基づき、債務が確定したとき以降かつ支払請求書の到達後に支払うものとする。

なお、詳細は受注者と協議して決定した支払計画に基づき行う。

イ 上記支払条件その他詳細については、落札者と別途協議する。

第2章 入札手続に関する事項

1 日 程

入札手続に関する日程は、次のとおりとする。

手 続	期 日
1 入札参加資格審査申請受付期間	2025年(令和7年) 7月23日(水) から 2025年(令和7年) 7月29日(火) 午後5時まで
2 入札参加資格の認定	2025年(令和7年) 7月30日(水)
3 入札書等に関する質問受付期間	2025年(令和7年) 7月30日(水) から 2025年(令和7年) 8月 4日(月) 午後5時まで
4 入札書等に関する質問への回答	2025年(令和7年) 8月 5日(火)
5 入札辞退届の提出期限	2025年(令和7年) 8月 7日(木) 午後5時
6 郵送による入札書の提出期限	2025年(令和7年) 8月 7日(木) 午後5時
7 開札	2025年(令和7年) 8月 8日(金) 午前9時

2 入札説明書等の交付

本入札の説明資料及び申請手続様式として、次の書類を交付する。

(1) 説明資料

- ア 入札説明書(本書)
- イ 入札仕様書
- ウ 契約書(案)

(2) 入札参加資格審査申請の手続様式

- ア 入札参加資格審査申請書(様式1)
- イ 受付票(様式2)
- ウ 委任状(様式3)

代表者から支店長等に対する委任事項を証したものの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出すること。

エ 使用印鑑届(様式4)

代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。

オ 担当者届(様式5)

本入札に係る担当者として1人を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。

カ 誓約書(様式6)

キ 申立書(様式7)

市外業者で本市における課税のない者は提出すること。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

- ア 質問書(様式8)
- イ 入札辞退届(様式9)
- ウ 委任状(入札用)(様式10)
- エ 入札書(様式11)

3 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出先

第1章の「2 担当課 (1) 福山市総務局総務部 I C T推進課」とする。

(2) 提出期限、提出方法

ア 直接持参する場合

2025年(令和7年)7月23日(水)から同年7月29日(火)の間(ただし、土日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに上記提出先へ提出すること。

イ 郵便又は信書便により提出する場合

入札参加資格審査申請書は、2025年(令和7年)7月29日(火)午後5時までに必着させること。

なお、郵便又は信書便は、書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(以下「書留郵便等」という。)とする。

ウ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(3) 提出書類

入札参加資格審査申請に必要な書類は、次に掲げる書類とする。

なお、「イ 印鑑証明書」、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「オ 商業・法人登記簿謄本」については、入札参加資格審査申請書提出の日から3か月前の日以降に発行されたものとし、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「オ 商業・法人登記簿謄本」については、写しを可とする。

ア 2(2)に示す申請書類一式。委任状(様式3)、使用印鑑届(様式4)、申立書(様式7)は、必要な者のみ提出すること。

イ 印鑑証明書

実印であることを証明したもの

ウ 市税の完納証明書

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書(様式7)を提出すること。

エ 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの(免税事業者は除く。)

オ 商業・法人登記簿謄本

4 入札参加資格の認定

入札に必要な資格を有していると認めた場合は、「入札参加資格認定通知書」を2025年(令和7年)7月30日(水)付けで、書面により通知する。

5 入札説明書、入札仕様書等に関する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問は、質問書（様式8）により、電子メールで提出すること。
提出先メールアドレス：ict-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 受付期間

2025年（令和7年）7月30日（水）から同年8月4日（月）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、2025年（令和7年）8月5日（火）までに、入札参加意思のある全ての者に電子メールにより送付する。

6 入札及び開札手続

(1) 入札日

ア 日時

2025年（令和7年）8月8日（金）午前9時

福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課会議室

入札書を書留郵便等により提出する場合は、「(3) 入札書の提出方法」により2025年（令和7年）8月7日（木）午後5時までに必着させること。

イ 提出先

第1章の「2 担当課 (1) 福山市総務局総務部 ICT推進課」とする。

(2) 入札の辞退

入札参加予定者が、入札を辞退するときは入札辞退届（様式9）を2025年（令和7年）8月7日（木）午後5時（必着）までに持参又は書留郵便等により、第1章の「2 担当課 (1) 福山市総務局総務部 ICT推進課」へ提出すること。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、「(4) 入札書の作成」に記載の様式10及び様式11を持参又は書留郵便等により提出しなければならない。電話、電報、FAX、電子メールその他の定められた方法以外の方法による入札は認めない。

イ 入札回数は3回を限度とする。初回の入札書を作成し、封筒へ入れて封印する。その封筒の表面に入札者の商号（名称）を記載し「2025年8月8日（金）開札 2025年度高齢者デジタル活用支援講習会業務委託に係る入札書 第1回目在中」と朱書きすること。この封筒を別の1つの封筒に入れて二重封筒とし、表面に「2025年8月8日（金）開札 2025年度高齢者デジタル活用支援講習会業務委託に係る入札書」と朱書きし、入札書の提出期限までに必着させなければならない。

なお、郵送の場合は、親展により送付すること。

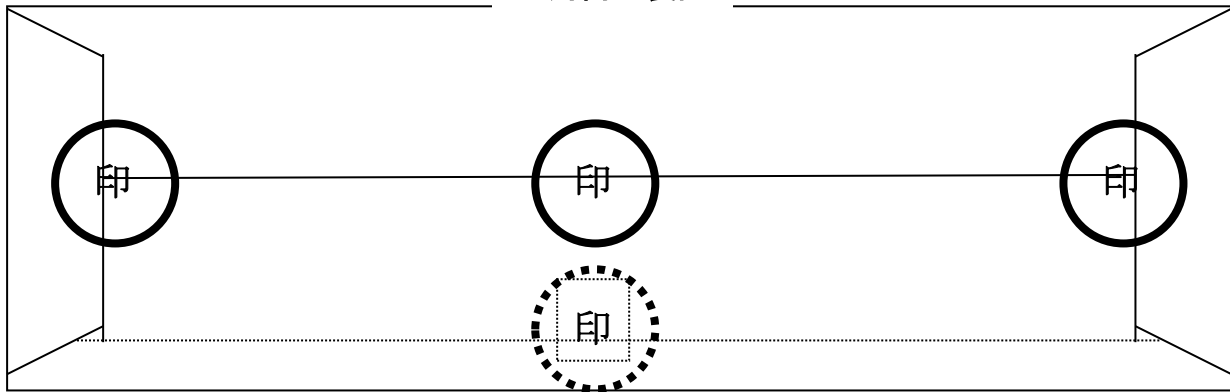
また、再度入札する場合には、別途案内するものとする。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

内封筒の表面

	2025年8月8日（金）開札	
	2025年度高齢者デジタル活用支援講習会業務委託 に係る入札書	
	第1回目在中	
	入札参加者名	〇〇〇〇（株）
	入札業務名	2025年度高齢者デジタル活用支援 講習会業務委託

内封筒の裏面



※封筒の合わせ目が端にある場合は、 の位置に押印する。

外封筒の表面

	〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所 総務局 総務部 ICT推進課 行
2025年8月8日（金）開札 2025年度高齢者デジタル活用支援講習会 業務委託に係る入札書	

外封筒の裏面

		〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△△町△△番△△号 〇〇〇〇（株） 代表取締役 □□ □□	
--	--	---	--

(4) 入札書の作成

ア 入札書の作成

(ア) 入札書は所定の様式（様式11）を使用し、次の内容に従い記載すること。

イ 入札書の記載項目

(ア) 年月日

入札書の提出年月日とする。

(イ) 金額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

(ウ) 入札者住所、商号、代表者及び押印

a 本人の場合

入札参加資格審査申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに様式1と同じ印とする。

なお、入札参加資格審査申請において、使用印鑑届（様式4）の提出がある場合には、この印とすること。

b 代理人の場合

入札参加資格審査申請において委任状（様式3）を提出している場合は、代理人

の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

c 復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状（様式10）を提出し、復代理人の名前並びに復代理人印とすること。

ウ 入札参加者等は、本入札説明書、入札仕様書、契約書（案）及び規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。入札仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

エ 入札金額の訂正は認めない。

(5) 開札

ア 日時・場所

2025年（令和7年）8月8日（金）午前9時
福山市役所 本庁舎4階 ICT推進課会議室

イ 開札に関する事項

開札の際に入札者の立会がない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員が代理でくじを引くものとする。

(イ) 入札された最低価格が予定価格を超えている場合は、再度の入札を別途案内するものとする。再度の入札は2回を限度とする（合計3回）。

エ 入札結果の通知

開札後直ちに、落札者及び落札金額を電子メールで通知する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札（再入札も含む。）は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ウ 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。

エ 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がなかったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。

ク 金額を訂正した入札をしたとき。

ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

シ 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に入札書が到達しなかったとき。

ス 上記アからシまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(8) 入札保証金

免除（規則第25条第1項第2号）

(9) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

7 その他

(1) 公正な入札の確保等

公正な入札の確保に努めるため、入札者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、入札者は、本市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

ア 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(2) 入札に当たっての留意事項

ア 本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。

また、本入札において、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に漏らしてはならない。

なお、本市が貸与した文書は、返却すること。

イ 本入札に要する費用は、入札者が負担する。

ウ 本入札に関し本市へ提出された資料は、返却しない。

(3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(4) 守秘義務要件

本業務に関して知り得た情報は、第三者に漏えいすることを防止し、かつ、秘密漏えいの可能性を事前に排除するものとする。

また、関係資料の滅失、又は、き損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。

以上